

新たな「市民への約束」について

1 「市民への約束」とは

「市民への約束」は、職員の意識改革の方針を明確にするために制定してきました。職員の意識改革を進める取り組みは、市民サービスの質をさらに高めていくうえで継続していく必要があり、中野市長のもと、新たな「市民への約束」を制定し、実践していきます。

【参考】「市民への約束」制定経過 <初回>平成12年4月、<直近>平成19年9月

2 新たな「市民への約束」

具体的な項目については、現行の「市民への約束」の趣旨を踏まえたうえで、これまでの内容を引き継ぎつつ、覚えやすいように3項目にまとめてわかりやすい表現にしました。

また、制定過程において職員から意見を募集し、新たな「市民への約束」の内容の充実につなげました。

市民への約束

私たち浜松市職員は、市役所が市民の皆様の「お役に立つ所」であることを自覚し、市民の皆様と一緒に、浜松をもっと元気なまち、より良いまちにしていくため、次の3つのことをお約束します。

- 1 市民の皆様に寄り添って仕事をします。
- 2 市民の皆様にわかりやすく説明し、親切・ていねいに応じます。
- 3 創意工夫しながら、コスト意識とスピード感をもって取り組みます。

3 「市民への約束」の推進

- (1) 新たな「市民への約束」は、令和5年9月1日から実施します。
- (2) 全職場への掲示や市ホームページ掲載など周知を図り、「市民への約束」を実践していきます。
- (3) 毎年11月を「市民への約束」評価月間として、市民の皆様にアンケートを実施したうえで、評価結果をもとに、各職場で改善策を検討して取り組みます。